

令和8年度 中小企業者等販路開拓支援事業補助金

市内の中小企業者等の新たな事業展開、経営基盤強化及び賃上げ環境の向上を支援するため、国内外で開催される展示会等への出展費用の一部を助成します。

※当事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

補助区分	国内販路開拓支援事業	海外販路開拓支援事業	オンライン販路開拓支援事業
対象者	①尾道市内に本社又は事業所を有する中小企業者 ②1/2 以上が尾道市内に本社又は事業所を有する中小企業者で構成するグループ ③市内の商工団体（①の中小企業者を取りまとめて出展する場合）		
対象事業	広島県外で開催される展示会等への出展	海外で開催される展示会等への出展	オンラインで開催される展示会等への出展
	※いずれも他者が主催する、販売を主たる目的としない展示会・見本市であること		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・小間料 ・小間装飾料 ・コンテンツ制作費 ⇒展示会の出展当日に会場内で流す PR 動画の製作費用 ・商品搬送費 ・旅費交通費（宿泊費、鉄道運賃、航空運賃） ⇒1人3万円、2人分まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・小間料 ・小間装飾料 ・展示物及び配布物作成費（翻訳費を含む） ・コンテンツ制作費 ⇒展示会の出展当日に会場内で流す PR 動画の製作費用 ・通訳費 ⇒展示会の出展当日に通訳業務を委託する場合の費用 ・商品搬送費 ・旅費交通費（宿泊費、航空運賃） ⇒1人5万円、2人分まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・出展料 ・出展付随費 ⇒コンテンツ作成委託費、通訳翻訳費等、展示会内で使用するもの
補助率	補助対象経費の 1/2		
限度額	25万円	30万円	25万円

※小間装飾料については、出展ブースを直接装飾するために必要な備品レンタル費、デザイン費、電気工事費用が対象であり、パンフレット等の印刷費や消耗品等の購入費、キャンペーンガールやコンパニオンの派遣等にかかる人件費等は対象外です。

費目	経費の内容
小間装飾料	展示会等の主催者が提供するパッケージ装飾又はオプション装飾費の一部
	自社小間内に設置するじゅう器・備品のリース代
	自社小間内で使用する電気及び水の使用料、並びにこれらを使用するための設営工事費
	施工専門業者へ委託する小間装飾委託費のうち必要最低限の経費
	集客及び展示効果を高めるために必要な各種装飾物、POP、展示パネル等の製作委託費

申請期間	令和8年4月1日～令和8年12月28日（月）必着 ※予算がなくなり次第終了
対象期間	令和9年1月31日（日）に開催される展示会までが対象
実績報告期限	令和9年2月26日（金）必着 ※展示会が終了し、補助対象経費の支払が全て完了した日から起算して30日以内 又は令和9年2月26日までのいずれか早い日までに提出してください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 同一事業者につき、同一年度で1回限りの申請となります。 • 国内、海外、オンラインのいずれかを選択して申請してください。複数の補助金を同時に申請することは出来ません。 • 補助対象事業と同種の内容で国又は県から補助を受ける場合は対象となりません。 • 展示会等へ出展する前に補助金の交付決定を受ける必要があります。 • 補助金の交付決定後、補助対象事業の内容（補助対象経費の額など）を変更する場合や、やむを得ない事情により補助対象事業を中止する場合は、補助金（変更・中止）申請書を提出してください。 • 実績報告期限までに、領収書など支払いが完了していることを証明する書類の提出が必要です。（振込や引き落としの場合は、振込や引き落としが【完了】している必要があります。）

問合せ先

尾道市 産業部 商工課 商工振興係

T E L : 0848-38-9182

E-mail : shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

尾道市ホームページ ⇒

